

佐野市告示第 131 号

犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により  
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を委託したので、  
同条第2項の規定により告示します。

平成30年4月24日

佐野市長 岡部正英

1 受託者の所在及び名称

栃木県佐野市越名町266番地

佐野市獣医師会

2 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで